

☆美波町ふるさと同窓会開催補助金要綱をつくりました☆

美波町ふるさと同窓会開催補助金は「ふるさとへの関心」、「Uターン」等の機会を創出することを目的に、町内で開催される同窓会に、町外在住の町出身者が出席した場合に、その同窓会に要する経費に対して予算の範囲内で補助をするものです。

■補助対象者

同窓会の主催者です。

■補助の対象となる同窓会

次の(1)～(6)のいずれにも該当するものです。

- (1)美波町内の小学校、中学校の卒業生の出席により開催される学年単位又は学級単位のもの。
- (2)町外に住所を有している者が出席していること。
- (3)同窓会開催時点で21歳以上の出席者で構成されること。
- (4)出席者全員が出席者名簿(名前、住所等記載)を町へ提出することに同意していること。
- (5)美波町内で開催されるもの。
- (6)町からの定住施策等の資料配布や、アンケート等に協力すること。

■補助金の額

次の(1)～(3)のうち最も少ない額です。(上限20,000円)

- (1)同窓会の開催に要する経費※案内文書作成・送付にかかる費用、会場使用料、飲食店等に支払う費用など。(千円未満の端数は切り捨て。)
- (2)同窓会に出席する町外に住所を有している者1人につき2,000円
※例:町外在住者5人参加の場合は5人×2,000円=10,000円。
ただし、同一年度内にこの補助金を受けて同窓会を行った者は出席人数に含みません。
- (3)20,000円

■申請の流れ

- (1)開催計画書の提出【主催者→町】※開催する20日前までに。
- (2)同窓会の開催【主催者】
※町からのチラシの配布やアンケートにご協力をお願いします!
- (3)交付申請書の提出【主催者→町】
※同窓会開催後に提出。収支決算書、出席者名簿や写真、領収書の添付が必要です。
- (4)交付決定通知【町→主催者】
- (5)交付請求書の提出【主催者→町】
- (6)補助金の支払い【町→主催者】※3週間程度で指定口座に振り込みます。

※申請書類等は美波町ホームページからダウンロードできます。
美波町役場本庁、支所でもお渡しします。

お問合せ先:

役場政策推進課 77-3616

美波町ふるさと同窓会開催補助金の申請をされる方へ 必ずお読みください！

1. 同窓会開催の20日前までに必ず申請書(同窓会開催計画書)を提出してください。
2. すでに終わった同窓会に対しては、補助いたしません。
3. 補助金の交付申請手続きは、同窓会終了後に行っていただきます。
4. 補助対象要件を満たさなくなった場合には、補助いたしません。
(町外在住者の欠席や同窓会の中止等)
5. 補助金交付決定後、補助金は申請者の口座へ振り込みます。
6. 本補助事業は、予算の範囲内において先着順で交付します。
予算には限りがあります。(令和2年度予算総額 20 万円)
7. 提供された名簿により、後日、町がすすめる移住・定住に関する情報提供、各種お知らせ及び町が実施するアンケートへの協力依頼等をさせていただく場合があります。